

## 我喜屋隆次議長に対する不信任決議

議長の役割とされる議事整理、秩序保持について逸脱、または乱用する場面がたびたびみられる。

一般質問においては、いわゆる与党と野党への対応に明確な差があり、質問通告がないことを理由に幾度となく野党の質問を中断してきたにも拘らず、与党の質問では通告がないことを問題にしていない。

また、市長執行当局側に立つような発言も多々あり、本年 12 月 13 日の廃棄物処理に関わる一般質問時には、休憩中とはいえ、市職員に対して答弁方法について指示をするような場面が確認されており、議会の代表する立場として不適切な行動である。

加えて、自らが諮問した議会運営員会の答申を議場での議長採決により覆す行為等、議長としての資質を欠くことは明らかである。

極めつけは、市長執行当局から議会に対してのあまりに酷いヤジにも、議長責務を果たさず、実質的に放置、常態化させており、二元代表制の権限が大きく損なわれている現状がある。

以上のことから石垣市議会は我喜屋隆次議長に対する不信任を決議する。

令和 5 年 12 月 18 日

石 垣 市 議 会